

神奈川県体育功労者表彰について

1 趣旨

体育及びスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって本県体育及びスポーツの振興に功績のあった個人及び団体を表彰する。

2 推薦基準

(1) 個人

ア 次の要件のいずれにも該当すること。

(ア) 地域又は職域において、体育又はスポーツの普及又は奨励のための企画又は指導に引き続いて10年以上尽力している者。

(公務員であってその職務として体育又はスポーツの指導に当たっている者を除く。)

(イ) 令和3年1月9日現在（神奈川県体育功労者表彰予定時）で満45歳以上であること。

(ウ) 過去において、主として体育又はスポーツに関する貢献により国又は県の表彰を受けていないこと。

イ ア(ア)の規定にかかわらず、職域における体育又はスポーツの振興に功績のある者については、職域のみならず地域社会の体育又はスポーツの振興にも貢献している者であること。

(2) 団体

ア 推薦する団体が※「スポーツクラブ」の場合

(ア) 地域又は職域において、体育又はスポーツに係る活動を行っているスポーツクラブであること。

(イ) クラブの会員数が10人以上であること。

(ウ) クラブの活動と運営が、定期的かつ組織的に行われていること。（活動日数は、週1回、年50回程度とする。）

(エ) クラブの活動が、その地域又は職場のスポーツ振興に貢献していること。

(オ) 10年以上の活動実績を有し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

イ 推薦する団体が※2「スポーツクラブ連以外」の場合

(ア) 地域又は職域において、体育又はスポーツに係る活動を行っている団体であること。

(イ) 当該団体の会員数が10人以上であること。

(ウ) 当該団体の活動と運営が、定期的かつ組織的に行われていること。

(エ) 当該団体の活動が、団体の属する地域又は職場のスポーツ振興に貢献していること。

(オ) 10年以上の活動実績を有し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

(※) …○○クラブ、△△愛好会などスポーツ愛好者が集い、集団として実際にスポーツ活動を行っているもの（活動体）

(※) …△△地区体育振興会、○○会社職場スポーツ振興会などのように、複数のスポーツクラブやスポーツ指導者等を組織化した統括上部団体（組織体）。ただし、○○市町村体育協会は除く。

(3) (1) 及び (2) のいずれにおいても、次に該当するものは推薦しないこと。

ア 道場、スポーツクラブ等民営施設を運営し、その活動を営業目的又は宣伝に利用しているもの。

イ その他表彰することが不適当と認められるもの。